

平成 26 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

・医療分については、令和3年3月24日の医療審議会での時点までの実施内容について報告を行った。

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

・特になし。

2. 目標の達成状況

平成26年度奈良県計画に規定する目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

■奈良県全体（目標と計画期間）

1. 奈良県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
ICT技術を用いた医療機関間や介護事業者も含めた地域でのネットワーク形成及び県下での情報連携する仕組みを構築する。

がん患者の口腔ケアによる口腔内合併症や感染症の予防、歯科治療により経口摂取が可能になることで低栄養を防止、在院日数の削減、術後や退院後の口腔ケアや歯科治療でQOLを維持する。

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

奈良県においては、高齢化社会のおとずれや疾病構造が慢性疾患を中心に変化していくことにより、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、終末期を含め、在宅で介護や医療サービスを受けることを希望する高齢者も多いことから、円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

また、在宅障害児への支援として、包括的支援をモデル的に実施し、在宅障害児支援体制の構築を目指す。

- ・ 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制構築
- ・ 日常の療養支援が可能な体制構築
- ・ 急変時の対応が可能な体制構築
- ・ 患者が望む場所での看取りが可能な体制構築

→ 在宅死亡率の維持及び向上

(3) 医療従事者の確保に関する事業

以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決することを目標とする。

- ・ 医師の偏在を解消するための取組の促進
- ・ 医療従事者にとって働きやすい職場環境の整備のための取組を促進
- ・ 看護職員の養成、定着促進、離職防止及び復職支援のための取組の促進

2. 計画期間

平成26年度～令和2年度

□奈良県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・医療と介護を一体的に把握できる国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとにどのような検証手法が有効かについて、評価分析を実施。
- ・国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとの患者受療動向等の現状を把握する方法を定型化し、地域医療構想調整会議等で病院へ提示することで、将来の機能別病床数を検討する材料を提供。

(病床の機能分化・連携推進検証手法検討事業)

- ・新型コロナウイルス感染症対応によるBCPにより委託事業は中止。医科歯科連携における資料を作成及び配布を行った。

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・在宅医療を推進するため、入退院調整ルールの構築及び運用の支援や、多職種連携のための勉強会、研修会を実施した。（在宅医療連携体制構築事業）

2. 見解

地域医療構想の実現に向けた医療提供体制を構築するための仕組みづくりが一定程度進んだ。

3. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■奈良・東和・西和・中和・南和（目標と計画期間）

1. 中央区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

奈良県全体の目標と同じ

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業について

奈良県全体の目標と同じ

2. 計画期間

平成26年度～令和2年度

□奈良・東和・西和・中和・南和（達成状況）

1. 目標の達成状況

奈良県全体の達成状況と同じ

2. 見解

奈良県全体の達成状況と同じ

3. 目標の継続状況

- 令和2年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和2年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

平成26年度奈良県計画に規定した事業について、令和2年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO. 3（医療分）】 がん患者に対する口腔ケア対策支援事業	【総事業費】 27 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・がん医科歯科連携講習会修了書授与数 400人 ・歯科衛生士派遣病院数 10病院 ・病診連携数 10病院 ・患者満足度の上昇	
事業の達成状況	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のBCPにより、研修会は未実施。 医科歯科連携における資料作成及び資料送付を実施。 なお、令和元年度は ○歯科医師等を対象にした研修会の実施 ・がん医科歯科連携講習会修了書授与数： H26～R1：589人 ・がん診療連携登録歯科医：124人（18%） ○がん診療病院に対する歯科医師、歯科衛生士の派遣 ・歯科医師、歯科衛生士派遣病院数： H26～R1：10病院、延12病院 ○病診連携数 ・連携病院数：15病院 ・連携歯科医療機関数：38機関	

	<ul style="list-style-type: none"> ・病診連携数：71件
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 がん治療前後の口腔機能管理の効果として、在院日数の短縮や口から栄養をとることができ、患者のQOLの向上が期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 歯科口腔外科がある医療機関は限られているため、歯科医師や歯科衛生士を活用することで、病院への口腔ケアの重要性や手技を伝え、地域歯科診療所との病診連携を進めていく。</p>
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO. 4 (医療分)】 病床の機能分化・連携推進検証手法検討事業	【総事業費】 9,019 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	地域の医療機関の現状把握、今後の将来の病床数の必要量とマッチングをする手法の確立	
事業の達成状況	令和 2 年度においては、医療と介護を一体的に把握できる国保及び後期高齢者のデータを用いて、地域ごとにどのような検証手法が有効かについて、評価分析を進めることができた。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、各地域の医療と介護の実態把握につながる。</p> <p>(2) 事業の効率性 客観的な検証手法を確立していくことで、県内各地域における将来の病床数の必要量にマッチした仕組みを構築できる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 5 (医療分)】 在宅医療体制整備事業	【総事業費】 4,624 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / 終了	
事業の目標	在宅医療連携拠点数 1 2 (市町村単位等)	
事業の達成状況	<p>令和 2 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所のノウハウを活かした広域的・専門的な調整に限定した市町村支援等を実施することで、引き続き、事業の目標である在宅医療連携拠点整備を支援した。 ・具体的には①管内市町村広域連携支援事業、②入退院調整ルールづくり支援事業、③多職種間連携強化支援事業の 3 事業を実施した。 <p>・保健所の助言等により、各市町村で広域的な視点も踏まえながら在宅医療・介護連携推進のための協議会の運営や、入退院調整ルールの運用が進められている。</p> <p>・専門的な知識・調整が必要とされる多職種間連携強化支援事業においては、保健所が中心となって各職能団体や市町村とも連携しながら、連携ツールの作成や勉強会、研修会を実施している。</p>	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 保健所が中心となって調整を行うことで、地域の実情に応じた医療介護連携が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成 25 年度から各保健所単位で在宅医療推進の取組が開始されていたこともあって、関係者が協働した取組を円滑かつ効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO. 7 (医療分)】 重度心身障害児への在宅医療支援事業	【総事業費】 3,740 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年10月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児者とその家族が、身近な地域において、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を行う。	
事業の達成状況	令和2年度においては、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を行うための「重症心身障害児者支援センター」を設置した。	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児者の支援体制の充実を図ることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 支援機能をセンターに集約したことで、相談や連携等を一括して担うことができるとともに、ケースの収集ができ、今後の支援に繋げることができる。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8（医療分）】訪問看護推進事業	【総事業費】 2,157 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の期間	平成26年10月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護事業所や医療機関の看護職員を対象とした訪問看護の人材育成を図るための研修会を実施する。	
事業の達成状況	令和2年度においては、研修参加者数の目標を125人/年としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修を一部中止・縮小し、参加実績は114人/年となった。	
事業の有効性と効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問看護に必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施し、訪問看護を担う人材の育成に資することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護師や病院看護師等が研修に参加し、訪問看護に関わる看護職員が相互に学び資質向上を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 9】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 2,425 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口（在宅歯科医療連携室）を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者や家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図る。また、当該事業を行うことにより、糖尿病や脳卒中等の治療における歯科医療との連携を図る。 訪問在宅歯科診療件数 300 件	
事業の達成状況	令和 2 年度においては、 ・在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口（在宅歯科医療連携室）を設置 ・在宅歯科医療連携室において在宅歯科医療希望者に訪問医を紹介や、在宅歯科医療を行う歯科診療所に在宅歯科医療機器の貸出を実施	
事業の有効性と効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業を実施することにより、在宅歯科医療を希望する方や家族等のニーズに応えるとともに、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ることができる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療の専門知識や豊富な業務実績を有し、県下全域で事業を展開することができる事業者在宅歯科医療連携室の事業を委託することで、効率的に住民や在宅歯科医療を希望する方やその家族のニーズに応えると共に、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ることができる。また、事業者を選定する際、プロポーザル方式で事業者を選定しているが、その際に所要額についても選定要件に含めることで、経済的な効率性にも配慮するようにしている。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10（医療分）】 奈良県心身障害者歯科衛生診療所設備整備事業	【総事業費】 6,141 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成26年10月1日～令和3年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	心身障害者歯科衛生診療所の歯科診療機器等を整備・更新し、効果的・効率的な治療が実施できることにより、利用者へのサービス向上につながるるとともに、当診療所で歯科診療に関わる歯科医師等の心身障害者（児）への歯科診療技術を向上させることにより、在宅歯科診療及び一般歯科診療の推進と在宅歯科診療等を支える体制の充実を図る。	
事業の達成状況	令和2年度においては、心身障害者歯科衛生診療所の効果的・効率的な治療提供のため、歯科診療機器等の整備・更新として、医療用画像モニター、非接触式体温検知器、レセプト用コンピューター端末機、天井埋込型空気清浄機、多目的超音波歯石除去機ハンドピースの整備を行った。	
事業の有効性と効率性	<p>（1）事業の有効性 耐用年数を経過した歯科診療機器の整備・更新の実施により、診療体制の充実をはかることができている。</p> <p>（2）事業の効率性 本事業の実施により、効果的・効率的な治療の実施、利用者へのサービス向上につなげることができている。</p>	
その他		